

飼養衛生管理基準 チェックシート (豚・いのしし用)

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握	レ欄
自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>
2. 衛生管理区域の設定	レ欄
衛生管理区域を設定し衛生管理区域以外との境界が分かるようになっている。	<input type="checkbox"/>
3. 衛生管理区域への病原体の持込み防止	レ欄
(1) 衛生管理区域の出入口に立て看板などを設置し、部外者の立ち入りを制限している。	<input type="checkbox"/>
(2) 衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている。	<input type="checkbox"/>
(3) 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者に手指及び靴の消毒（手指については洗浄又は消毒）を行わせている。	<input type="checkbox"/>
(4) 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、これらを使用している。	<input type="checkbox"/>
(5) 同日に畜産関係施設に立ち入った者及び過去1週間以内に海外から入国した者は、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。 ※家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者等の畜産関係者は除く。	<input type="checkbox"/>
(6) 他の畜産関係施設で使用した物品等で飼養する家畜に直接接触する物を衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
(7) 過去4か月以内に海外で使用した衣服や靴は衛生管理区域に持ち込まないようにしている。	<input type="checkbox"/>
(8) 食品循環資源を飼料とする場合には、事前に加熱等適切に処理されたものを用いている。	<input type="checkbox"/>
4. 野生動物等からの病原体の感染防止	レ欄
(1) 給餌設備や給水設備に野生動物等の排せつ物が混入しないようにしている。	<input type="checkbox"/>
(2) 飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>
5. 衛生管理区域の衛生状態の確保	レ欄
(1) 衛生管理区域内の施設及び器具を定期的に清掃するとともに、家畜の体液が付着した物品を使用する際には、注射針にあっては少なくとも畜房ごと、人工授精用器具については1頭ごとに交換又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
(2) 空になった畜舎や畜房の清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
(3) 過密な状態で家畜を飼養していない。	<input type="checkbox"/>

6. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	レ欄
(1) 特定症状を確認した場合には、直ちに家保へ通報することとしている。また、その際には家畜はもとより畜産物や排泄物の移動は行わないこととしている。	<input type="checkbox"/>
(2) 特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けることとしている。また、監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。	<input type="checkbox"/>
(3) 毎日、健康観察をしている。	<input type="checkbox"/>
(4) 家畜を導入するときは、健康な家畜を導入している。また、一定期間、導入家畜と他の家畜を接触させないようにしている。	<input type="checkbox"/>
(5) 家畜を出荷するときは、健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
7. 埋却の準備	レ欄
埋却のための土地の確保（肥育豚1頭当たり概ね0.9m ² ）、焼却又は化製のための準備をしている。	<input type="checkbox"/>
8. 感染ルートの早期特定のための記録の作成及び保管	レ欄
衛生管理区域に立ち入った者、家畜の導入・出荷、健康観察等に関する記録を作成し保存している。	<input type="checkbox"/>
9. 大規模農場に関する追加措置	レ欄
(1) 担当の獣医師又は診療施設を定めている。	<input type="checkbox"/>
(2) 特定症状を確認した場合の家保への通報ルールを定め、従業員に周知している。	<input type="checkbox"/>